

持続可能な外交をめざして

——幕末期、欧米外交官の將軍拝謁儀礼をめぐる検討から——

佐野真由子

一、はじめに

徳川政権において、將軍の居所にして政治の中枢である江戸城に、幕臣や大名らを迎え入れ、とりわけ將軍その人が彼らに謁を与えることは、最高権力者の地位と主従関係の継続を確認するきわめて重要な形式として機能した。正月の年始御礼に始まる年中行事を軸に、各家の家督相続や、高位の幕臣らの役替え（人事異動）、とくに「御暇」と言われる遠方への転勤などに際し、時々「將軍に御目見する」という特別な行為が、それを取り巻く時空間の設定と相俟って政権を支えたと言っても過言ではあるまい。同時にそうした殿中儀礼の秩序は、武家政権内部のみならず、都から下向した勅使、また、日光東照宮や東西本願寺などを典型とする賓客の迎接といった、政

権の対外接触の場面に適用され、武家社会の内外が乗り入れるなかで將軍の権威を高めつつ、より広範な国家の形をつくりあげていくことになった。¹⁾

さらにその外延をなすのが、將軍の居城における類似の儀式が、この政権と他国の政権との関係を司るために行われる場合である。江戸時代においてはまず、徳川幕府との間で「通信」の関係が維持された、朝鮮および琉球よりの使節を迎接する行為が、それに該当すると見ることができるとする。

周知のとおり、朝鮮通信使は江戸時代を通じて十二回来聘した。第二回（元和三（一六一七）年）は伏見城、第十二回（文化八（二八一）年）は対馬の宗氏藩邸における聘礼であったから、実際に江戸城で儀礼が行われたのは十回である。とはいえ、伏見、対馬での聘礼も、それぞれの時期の事情により江戸城での儀式に代わる

ものとして行われたのであって、むしろ一連の儀礼伝統から排除すべきものではない。一方、琉球の使節は、徳川将軍の代替わりを祝う慶賀使、琉球王の襲職御礼にあたる謝恩使を合わせ、寛永二十一（二六四四）年から嘉永三（一八五〇）年に至るまで計十七回、江戸城に登っている。²ここで詳述はできないが、勅使に準ずる最高の礼式で朝鮮通信使を迎えたのに対し、琉球使節に関しては、二種のうちより高位とされる慶賀使の場合においても、相当に格を落としたりした迎接であった。

これら「通信」関係にあった国々とは別に、正式な国交ではなく、民間人どうしの「通商」関係であるという建前が貫かれていたのがオランダとの交際だが、長崎の出島に駐在するオランダ商館長一行が、江戸時代初期には毎年、明和元（一七六四）年からは隔年、寛政二（一七九〇）年からは四年に一度、幕府から通商を許されていることへの御礼という名目で江戸に赴き、城中で将軍に見えたことはよく知られている。公的な儀式では将軍が相手国使節に「御逢」になるとの表現が使われるのに対し、これは、奥向きの女性たちを含む城中の人々が、オランダ人を「御覧」になると位置づけられたものであり、内容もそれに応じて異なり、右の一連の国家儀礼と混同すべきではない。しかし、本稿が対象とする幕末期の外交相手国にはオランダが含まれるため、前提の一端として触れておく必要がある。

さて、このような儀礼の場としての江戸城に、西洋諸国からの使節として初めて登り、徳川第十三代将軍家定に謁見したのが、安政元（一八五四）年の日米和親条約に基づいてその二年後から下田に駐在していた、初代アメリカ総領事タウンゼンド・ハリスであった。安政四年十月二十一日のことである。日本赴任にあたってハリスはピアース大統領から将軍宛の親書を託されており、来日後まもなくより、それを将軍その人に奉呈したいという強い希望を表明していた。このときの儀式はそれに押されて実現したのだが、西洋諸国からの使節を初めて江戸城に迎え、また、とりわけ将軍その人との「御逢」を受諾することを決めるまでには、幕府内において一年近い議論を要したのである。

その論争の内実はすでに、拙論「幕臣筒井政憲における徳川の外交——米国総領事出府問題への対応を中心に」（『日本研究』第三十九集（二〇〇九年）、二九〜六四頁）で明らかにした。そこから浮かび上がったのは、このときのハリス迎接儀礼が徳川幕府にとって、駐在代表による本国元首の親書奉呈から開始される、西洋の慣例に則った外交関係の幕開けを示すと同時に、けっして経験値ゼロから始まる未曾有の事態ではなく、先に触れた、政権内外に広がりを持つ儀礼伝統に則って構想されたという事実である。

なかでも、ハリスに対する具体的な式次第が、長年の蓄積を持つ朝鮮通信使迎接儀礼を基礎に整えられた経緯は、単に手近な前例と

して形式を借用したにとどまらず、政策立案者としての幕臣らが、新たな対米外交の始まりを、徳川幕府の「通信」の伝統の延長線上に納得していった思考の過程として、十分な注目に値する。その詳細は、拙論「引き継がれた外交儀礼——朝鮮通信使から米国総領事へ」(筈谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文閣出版、二〇一一年、五三三―五六四頁)にまとめた。

相互の関係を一定の型に託し、象徴的に表現する儀礼は、外交においてけっして「内容以外」の飾りの部分ではない。条約締結をはじめとする政治・経済上の交渉や調整にも増して、ここでは、互いの相手に対する認識が、双方の文化的伝統に基づいて具体的かつ総合的に表出されることになる^⑤。

本稿では、こうしたこれまでの考察をもとに、安政四(一八五七)年十月二十一日におけるアメリカ総領事ハリスの登城・將軍拝謁以降、これを起点として展開する、以降数年の動きを追跡してみたい。朝鮮通信使迎接儀礼を主要な土台としてハリスを迎えたのち、幕府は、最後のオランダ商館長であると同時に新たに領事官の身分を持つて来日していたヤン・ヘンドリック・ドンケルIIクルティウスからも登城・將軍拝謁の要請を受け、右に言及した長年の商館長江戸参府にまつわる慣習を一方で参照しながら、直前のハリスの例に基づき、式次第の検討を行うことになる^⑥。安政五年四月にドンケルIIクルティウスの迎接が完了すると、同年七月、その様式に準じ、

四度目の来日で日露修好通商条約を締結したロシア使節エフィ・ミア・ヴァシリエヴィチ・プチャーチンが登城・將軍(世子慶福代理)拝謁を果たした(以上、第二節)。

一八五九年に入ると(安政五年十二月)、アメリカ総領事ハリスは正式に外交代表たる公使に昇格することが本國で決定し、その旨の信任状を將軍に奉呈する要があらためて生じる。この段階になると、幕府内でもはや儀礼様式の詳細を検討し直す必要はなく、安政六(一八五九)年十月十一日、江戸城での將軍(第十四代家茂)拝謁はすんなりと実施された。幕府の認識においては、プチャーチンの迎接までにまとまった式次第を、すでに定式化したものとしてここに用いたのである。ところがその設えが、安政四年十月二十一日のケースに比べて簡略化されたものであったことから、ハリスとの間で再び論争となり(以上、第三節)、最終的には、式次第を修正のうえ、翌万延元(一八六〇)年七月四日に拝謁式を再挙行することによって、ようやく決着を見たのだった。ここで整理された形に則って引き続き行われたのが、同月九日、イギリス公使ラザフォード・オールコック、同二十一日、フランス代理公使キユスタヴ・デュシエヌ・ドIIベルクルの、それぞれ初めての登城・將軍拝謁である(以上、第四節)。

本稿が具体的な分析を行う範囲はここまでとなろう。登城・將軍拝謁という儀礼の場面に焦点を絞り込み、その様式が前例を連鎖的

に踏襲しながら整備されていく過程の検証を通じて、この時期の徳川幕府における、実践的な対外認識の定着過程を把握するとともに、その過程の幕末外交史における意義を明確にすることが本稿の目的である。別の角度から述べれば、日本の外交史の連続と断絶を語るうえで、幕末、とりわけここで取り上げる数年間の位置を考えるための糸口としたい。

二、アメリカ総領事ハリスの登城・将軍拝謁（安政四年）を起点とする展開

（一）オランダ領事ドンケル・クルティウスの登城・将軍拝謁（安政五年）
ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルティウスは、嘉永五（二八五二）年、往年の、そして最後のオランダ商館長であると同時に、結果としては安政二（一八五五）年に調印され、二年後に批准書の交換に至る、日蘭和親条約交渉の全権という外交上の使命を帯びて来日した。同条約によって日蘭関係は民間の通商から正式な国交へ、ドンケル・クルティウス自身の身分も領事官へと転換することになる。この時期のオランダの位置は、物理的には従来どおり長崎の出島に駐在を続けたこともあり、新たに到来したアメリカをはじめとする欧米諸国に比して十分に注目されてこなかった。しかし、表面的な変化に乏しい背後で、その二国間関係は右のように他に類例を見ない興味深い変質を経験したのであり、その変質につい

ての日蘭双方の認識が形となって表れるのが、ここで取り上げるドンケル・クルティウスの登城・将軍拝謁をめぐる経緯ということになる。

ドンケル・クルティウスの江戸行きが、歴代のオランダ商館長による参府スケジュールに沿って、先代のレフィスゾーンが登城した嘉永三（一八五〇）年の四年後に実現していれば、当面は従来の慣習が維持されたところであろう。ところが、年を追って繁多となる対外関係に幕府が忙殺されるなか、商館長の参府が先延ばしになっているうちに、安政四（一八五七）年八月に至って具体的な準備に入ったときには、オランダとの関係は右で述べたように変質していたのである。^⑦

幕府があえて、遅ればせながらドンケル・クルティウスの登城・将軍拝謁を検討課題に載せなければならなくなったのは、後から来日したアメリカ総領事ハリスの登城・将軍拝謁が、当人の強い要請に端を発する長い論争ののち、いよいよこの時期に実質的な決定を見たことと、密接に関係していると考えてよいであろう。注目すべきは、この時点で幕府老中が、「當時加比丹儀は、領事官ニ相成居候間、出府拝禮之節御取扱、是迄之通にも相成間敷候」と、「加比丹（オランダ商館長）」から「領事官」へという相手方の身分の変化を明確に認識し、長崎奉行に対して、ドンケル・クルティウス自身とも相談のうえ「相當之御取扱振」を考究するよう、積極的に命じ

ていることである。⁹⁾

「相當之御取扱振」を考究するとは第一義的に、これまで幕府の役人による厳しい監視のもと、江戸までの道中も江戸在府中も、指定の宿から一步も外に出ることを許されなかったことに象徴されるしきたりを改め、役人らのあり方は「警固」から「案内」に、宿泊は「市中旅宿」から幕府が提供する「宿寺」に、また各地で宿泊中、「供立等省略」しての外出も可とするなど、全体として「殊ニ是迄と違ひ、緩優之御取扱相成」よう取り計らうことを意味した。¹⁰⁾ さらにそうした方針が、下田から江戸に出席したハリスの場合と違い、長崎から江戸までの長い道中にかかわる各地——大坂、京都を含む——の役人にも触れ出されたということ、ひいてはその新しい「御取扱振」を各地の民衆もじかに見るようになったという点で、このケースは、日本の対外関係の変化を事実上広範に告知する画期的な意義を担ったと言えることができる。¹¹⁾ 諸準備が整い、実際にドンケル・クルティウスが江戸に向けて長崎を出立したのは、江戸でハリスの登城・拝謁が完了したのちの安政五（一八五八）年正月末、江戸着は三月十日のことであった。¹²⁾

一方、幕府はこのオランダ「領事官」江戸初参府の焦点である登城・將軍拝謁の儀式に関して、直前に構築したアメリカ総領事迎接の式次第を単純に流用したわけではない。ドンケル・クルティウス側は当然ながら「亞米利加官吏同様」の扱いを求めたが、幕府側は

これに対応するにあたり、先のアメリカ総領事を「國書持參之者」にして「別段之使節」、今回のオランダ領事を「普通在留之官吏」と位置付け、その「差別」を確認しながら、むしろ「今度之御扱振」を契機に「向後外國官吏等参府之規則」を確立しようとの意思を明確に持っていたのである。¹³⁾

その検討は実際に、従来から現場の対オランダ窓口を務めてきた長崎奉行を含め、安政五（一八五八）年二月に任命された和蘭人参府掛（土岐頼旨、土岐朝昌、永井尚志、鶴殿長鋭、岡部長常、塚越藤助¹⁴⁾）と、前年からハリス迎接の準備にあたってきた米國総領事出府取調掛（土岐頼旨、林復齋、筒井政憲、川路聖謨、鶴殿長鋭、永井尚志、塚越藤助¹⁵⁾）とが合同で進めたことが諸記録から読み取れる。¹⁷⁾ この観点からも、オランダ領事に対する「今度之御扱振」は必然的に、直前のアメリカの例との具体的な比較衡量のなかで定められていたことが理解できよう。なかでも、在府長崎奉行岡部長常の病氣も相俟って中心的な役割を担ったのは、米蘭双方の掛を掛け持ちする立場にあり、元長崎在勤目付ならびに長崎海軍伝習所総督として以前からドンケル・クルティウス自身とも昵懇の現勘定奉行、永井尚志であった。¹⁸⁾

彼らが行った長崎から江戸までの往復行程全般にわたる検討のうち、ここでは江戸城での拝謁式をめぐる部分のみをかいつまんで紹介するにとどめざるをえないが、これについて幕府が当初から持つ

ていた考えは、ハリスのために準備した儀式のなかで、彼が大統領の名代として国書を読み上げた場面ではなく、それに引き続き、あらためてハリス自身として謁見する「自分御禮」の次第を採用するというものであった。²⁰⁾「自分御禮」は、ハリス迎接儀式の範となった朝鮮通信使の聘札においてもつねに設定されていたもので、江戸城大広間に入った使節が、朝鮮国王の名代として將軍に相對した位置よりも量数量分下座寄りで、あらためて使節自身の礼を行うというものである。ハリスは、そもそも使節の身分は大統領の名代としての一意的なものであり、二様の拝礼などありえないとして「自分御禮」を拒んだため、当日の儀式においてこの部分は省かれたのだが、幕府では、「國書持參之者」ではない「普通在留之官吏」が將軍に謁する今回のケースにおいて、むしろこの場面を取り出して適用することが妥当と考えたのであった。

加えて、オランダ商館長の登城・拝礼が従来、特別に設定された日取りではなく、「月次御禮」——江戸在府中の大名および旗本が定期的に総登城し（原則として毎月朔日、十五日、二十八日）、將軍に御目見する最も基本的な殿中儀禮²¹⁾——の「御序」に行われることが多かった慣例をあえて踏襲し、このたびのオランダ領事登城・拝礼もその形で実施するというのが、幕府が計画した大枠の設定である。江戸城年中行事のなかでも最高格式にあたる「年始御禮」に準拠したハリス迎接儀禮と比較して、大きな差が想定されていたことを確

認しておきたい。多少踏み込んだ考察を加えれば、単にオランダ商館長時代の例を引くというよりも、今後繰り返し発生する可能性がある「普通在留之官吏」の登城・謁見を、できるだけ特別の手段をかけず、日本国内で行われてきた通例の儀式の枠内に収め、簡易に遂行できるようにしておく方策と捉えられるのではないか。

さて、ドンケル²²⁾ケルティウスはむろんアメリカとの格差を嫌い、交渉は江戸到着後、主に永井尚志との間で延々と続いたが、その内実は交渉というよりもむしろ、永井がかねてよりの知己であるドンケル²³⁾ケルティウスから、欧州諸国における外交儀禮一般についてさまざまに聞き出し、学び取る機会として活用したものと見なすことができる。²⁴⁾しかもそのうえで、結果的にはドンケル²⁵⁾ケルティウス自身をして、「若し其使節國書を持參候ハ、今般之亞米利加コシシユル之例を御取用ひ、書翰無之候ハ、私拜禮相願候儀式を以、御沙汰ニ相成候ハ、異論有之間敷候」という、幕府が当初より予定した「國書持參之者」と「普通在留之官吏」の仕分けにそのまま該当する一般見解に至らしめ、さらに、これをオランダ領事が納得した方式であるとして、他国の官吏に前例として示してよいかとの永井の問いに、「聊差支無御座候」とまでの回答を引き出した交渉手腕は、あっぱれと評さざるをえない。

最終的に、ドンケル²⁶⁾ケルティウスは、前年のハリスの拝礼において「自分御禮」のために設定され、前述のとおりハリス自身は拒

んだところの立ち位置——具体的には江戸城大広間内、「御下段下より二疊目」——にて將軍に拝謁した。²⁶⁾ また、登城の日程については、ドンケル・クルティウス本人はとくに背景の説明を受けないまま、安政五（一八五八）年四月朔日との幕府提案を承諾し、当日の儀式は実際に、通常の月次御礼と併せて行われたのである。²⁷⁾

その際、日本側列席者の服装もまた、將軍自らを含め、月次御礼と同様の「熨斗目袴半袴」であった。²⁸⁾ いちおう礼服ではあるが、ごく軽微な服装で全員が出席したことになる。²⁹⁾ 既出の拙論で明らかにしたとおり、ハリス迎接の折の幕府内の議論では、装束の問題がきわめて重要な位置を占め、一連の検討の結果、半袴より上位の長袴案をも排して、年始御礼に準ずる「直垂狩衣大紋布衣素袍」の着用が決定されたのであった。外国に対して日本社会の文明度を強調することを目的に、身分の上下に応じたきざやかな服制を見せつけることにこだわったのである。³¹⁾

それに引き比べ、今回、幕府が一回限りの盛典の成功よりも、この種の儀式をできるかぎり類型化、平準化し、自らのルーティーンの中に取り込むことを優先した様子が明白に見て取れよう。西洋諸国からの登城二人目にして、幕府が早くも「向後外國官吏等參府之規則」を確立しようとの意思を持ったことの背後には、同様のケースが今後加速度的に増加するという予測、また、それを受け入れていくという認識がこの時点で存在したと考えることができる。

（二）ロシア使節プチャーチンの登城・將軍拝謁（安政五年）

ドンケル・クルティウスの次に登城することになったのは、安政五（一八五八）年六月、前年に締約済みの日露追加条約批准書交換を主な目的として来日した、ロシア使節プチャーチンである。周知のとおり、長崎における最初の日露交渉の際と、下田での日露親和条約締約の際、再び長崎での日露追加条約締約の際と、日本へはすでに三度訪れており、今回は四たびの来日ということになる。批准書交換の要は日本側もむろん承知しており、したがって、具体的な時期はともあれこの四度目の来日は十分に予測されていた。実際にプチャーチンが到着することになる前月には、入港地と想定されていた下田の奉行より幕府老中に対し、いざ来日の折の心得を問い合わせるなどしている。³²⁾

その問い合わせ内容から判明するのは、来日したプチャーチンが、日米間で新たな条約——結果としてはプチャーチンの到着とほぼ同時に調印された日米修好通商条約——の交渉が進んでいることを知れば、既存の日露追加条約の批准書交換では済まず、必ずやアメリカと同様の新条約締結を要望するであろうことを、下田奉行のレベールにおいて明確に予期していたことである。加えて、新条約交渉のためには江戸出府を希望するに違いないこと、その節は米・蘭の最近の例によって登城・將軍拝謁を願ひ出るのは必至であることを指摘し、そうなった場合には現に前例もあることからすんなりと承諾

するという段取りでよろしいか、との伺いを立てている。

これについて江戸では、二年前、下田に駐在を開始していたハリスが初めて江戸出府を希望した折の大論争で、当初よりその早期実現を是とし、開明的な論陣を張った元大目付筒井政憲——プチャーチンの第一回、第二回の来日の際、全権として応接にあたった一人でもある——と、その系列に属する海防掛の大目付・目付衆、これにペリー以来の対外交渉に関与してきた林大学頭復斎を加えたメンバーが対応を協議した。このとき彼らが提示したのは、拝謁云々以前、プチャーチンが新条約締結に関する本国政府の委任状を所持しているか否かを基準に、出府の可否を判断し、所持なくば下田限りにて、あくまで先の条約の批准書交換のみを行うという考え方だったのである。³³——明治後、アメリカの首都ワシントンに着した岩倉使節団が全権委任状不所持のため先方政府と不平等条約改正交渉を開始できず、大久保利通、伊藤博文をいったん日本に送り返した有名な逸話があるが、そこから十五年を遡るこの時点で、徳川幕府は対外交渉の場における委任状の意義を十分に理解していたことを知らなければならない。

なお、右の面々とほぼ同時に、幕府内では評定所一座として別に同伴に関する意見が提出されている。ここでは、新条約交渉に関し、アメリカに門戸を開いた以上ロシアにも認めなければなるまいという、いわゆる最恵国待遇に近い考え方、また、「和蘭亞墨利加之御

先蹤」に従って出府・拝謁も許容せざるをえないという、きわめて柔軟と言うべき態度が部分的に顔を出す。しかし全体としては、この時期の幕府をすでに困難に陥れていた、対米条約交渉をめぐる朝廷の否定的反応などを曖昧に引き合いに出し、プチャーチンに対しては当面、締約済みの条約を議題に載せて様子を探るべしとの、明確な結論を回避した官僚的答弁にとどまっている。³⁴

こうした議論が始まってほどなく、当のプチャーチンはいったん長崎、ついで下田に入るもすぐに神奈川に回航、幕府は即座の対応を余儀なくされることになった。安政五（一八五八）年六月十八日のことである。ちなみに、幕府が朝廷の反応如何によらず日米修好通商条約の締結に踏み切ったのは六月十九日であり、この翌日にあたる。ロシア使節には、永井尚志、井上清直、堀利熙、岩瀬忠震、津田半三郎の五名が対応を命じられた。³⁵以降の諸記録から、この際の対露交渉を実質的に担ったのは彼らのうち、再び永井を中心に、堀と津田であることがわかる。井上と岩瀬は周知のとおり対米交渉の全権であり、その業務に多忙を極めていたと想像できよう。

右の三名とプチャーチンとの本格的な会談は六月二十一日に行われたが、³⁶そこでは、プチャーチン自身がすでに長崎立ち寄りの際などに得た情報から、対米条約交渉の進展を含めて、直近の日本における対外関係の動向をよく承知していること、他方、先に触れたとおり日本側で重要なチェックポイントと考えていた、新たな委任状

は所持していないことが判明した。その点を問われたプチャーチンは、いわゆる第二次アヘン戦争のさなかにある清国で天津条約の締結に漕ぎ着けたのち、その足で来日した経緯を述べ、同条約に関する委任状は携行しているので要すれば見せてもよいといった詭弁を展開している。

幕府が十分に予想していたとおり、米・蘭の例をもって江戸に赴き、将軍に拝謁したいとの希望も、この会談でプチャーチン側から言及された。その際、先の来日の折に「戸田にて格別之御恩」を蒙ったことに関し、将軍へじかに御礼を申し述べたい旨を言い添えている。これが、有名な「ヘタ号」の逸話——安政の大地震に遭遇し、大破したプチャーチンの乗艦ディアナ号に代え、現地住民の手で新船ヘタ号を建造するとともに、足止めされたロシア士官らを厚遇した——を指すことは間違いあるまい。

応接掛はこれに対し、「江府拜禮之儀は、精々力を盡し取計可申」と意外にも何らの留保もなく前向きな回答を与えるとともに、老中へは、「國書等持參不仕候得とも、是迄度々使節として渡來致候布恬廷之儀、出府拜禮等強て差拒候ハ、又々何様之害を生し可申哉難計候間、御許容相成候方、御都合も宜可然哉と奉存候³⁷⁾と、事实上、受け入れを強く勧める上申を行っている。文書のうえで、右のように強いて申し入れを拒んだ場合の弊害を想定、これを避けるためといった論法を用いてはいるものの、戸田の件を含めてプ

チャーチンとのここまでの関係がむしろ良好であることを鑑みるに、実際に本人と相對した応接掛の実感として、「是迄度々使節として渡來致候布恬廷」という彼個人への一定の信頼に基づき、「國書等持參不仕候得とも」その顔を立てようとする考えが先行したものと理解してよいのではなからうか。

このうち幕府内部においては特段の議論もないまま、安政五（一八五八）年七月朔日の段階で、プチャーチンの出府、ならびに登城・将軍拝謁を受け入れることが決定している³⁸⁾。プチャーチン自身が神奈川から陸路で江戸入りしたのは七月四日³⁹⁾、登城は七月十二日に実現した⁴⁰⁾。とくに議論が行われなかった理由を、その跡を残していない史料から実証することは難しいが、右に紹介した応接掛の見解、また、現に米・蘭の経験があり、幕府が同種の迎接に躊躇する理由はなかったであろうことに加え、この時期、長く最大の懸案であったいわゆる「將軍継嗣問題」に決着がつき、プチャーチン着後間もない六月二十五日を皮切りに、第十三代將軍家定の養子として紀州藩主徳川慶福（家茂）を披露する諸儀式や祝賀行事に幕府が忙殺されていたことも⁴¹⁾、かえってプチャーチン問題を二義的なものとし、受け入れ決定を容易にした可能性がある。

さらに、プチャーチン自身が六月二十一日の会談で予告したように、清国から同じく天津条約締結を果たしたイギリス使節、エルギン伯（ジェームズ・ブルース）が品川に到着したのが、プチャーチ

ンの江戸入りと同じ七月四日のことであった。⁴² こうした状況において、幕府はもはや迷う暇なく、先に「向後外国官吏等参府之規則」を細かく検討しおいたことを幸いとして、各使節に対応するほかなかったと考えられる。

イギリスに対してはいつたん、いずれも既出の永井尚志、岩瀬忠震、津田半三郎の三名が応接掛に任じられる。⁴³ が、エルギンの到着四日後にあたる安政五（一八五八）年七月八日、幕府では「外国奉行」の発令が決定された。弘化年間以来、目付系、勘定奉行系を軸に幕府内の既存の組織をまたがるタスク・フォース的な形で常置され、年々繁多となる国際問題に対処してきた「海防掛」を廃止し、既存業務から独立した対外関係専門の職掌を発足させたものである。その初代の顔ぶれは、水野忠徳、永井尚志、岩瀬忠震、堀利熙、井上清直の五名であった。⁴⁴ いずれも、すでにここ何年も幕府の外交を実質的に支えてきた、腕に覚えのある面々である。以降、これまで各国使節の到来ごとに、海防掛を中心に臨時の応接掛が組まれていた形も改められ、一貫して外国奉行が取り扱うようになった。登城・將軍拝謁儀礼の準備ももろんその業務の重要な一部であり、七月十二日のプチャーチン迎接が、「外国奉行」が取りしきる最初の殿中儀礼となったのである。

そのこと以外、ロシア使節プチャーチンの拝謁は、基本的にすべてオランダ領事ドンケル・クルティウスの拝謁式次第を踏襲する形

で準備された。一時的に来日しているにすぎないプチャーチンは「普通在留之官吏」とは言えまいが、すでに見たように「國書持参之者」でないことは明白であり、淡々と直近の例を用いるのが至極適当なケースであったと考えられる。

毎月朔日、十五日、二十八日に行われる月次御礼の「御序」という形がとられなかったことについては、明らかな理由を証する史料はないものの、プチャーチンの来日後すぐの定期登城日にあたる六月二十八日、あるいは七月朔日前後、養君の祝賀行事で城中の日程が詰まっていたことを想起し、かつ、七月十五日はいわゆるお盆であって、もとより通例の十五日とは違い、何よりこのとき、七月六日の第十三代將軍家定逝去を幕府がひた隠しにしていたことを考えれば、この新ルールが一回限りで放棄されたことについて特別の説明は要すまい。また、列席者の内衣がドンケル・クルティウスの際の「熨斗目裕」から「染帷子」に変わっているのは、⁴⁵ 式の性格というよりは季節の変化に応じたものと見るべきである。

プチャーチン登城の折、將軍は「御疝積氣二付」出御しなかった旨が記録されており、養子披露が済んだばかりの慶福（家茂）が名代に立った。⁴⁶ プチャーチンに続いて拝謁式に臨むのがむしろ自然であったはずのイギリス使節エルギンは、一方で將軍の病氣への配慮から、他方で年若い將軍名代に引見されることを嫌って登城を要望せず、⁴⁷ 条約交渉のみ行つて去る。これを追って来日したフランス使

節ジャンルバティスト・ルイ・グロも同様である。家定の薨去は八月八日に公表され、のち、十二月朔日に將軍宣下の大礼が行われて、徳川家茂が正式に第十四代將軍に就いた。⁴⁸⁾

なお、本稿では各国使節の登城・將軍拝謁儀礼をめぐる動きを追うことが主眼であるため、条約交渉を含む関連の諸事項には必要に応じて触れるのみとせざるをえないが、以上に登場した使節らと幕府の間でこの時点までに締結された、いわゆる「安政の五カ国条約」の調印日（すべて安政五年）をあらためて整理しておく、以下のとおりである。米・六月十九日（登城は前年十月二十一日）、蘭・七月十日（登城は同年四月朔日）、露・七月十一日（登城は翌七月十二日）、英・七月十八日（登城なし）、仏・九月三日（登城なし）。

三、アメリカ公使ハリスの再登城・將軍拝謁（安政六年） をめぐる問題

（一）背景

その後、しばらく登城・拝謁問題は鎮静化することになるが、安政三年（一八五六）からアメリカ総領事として下田に駐在していたタウンゼンド・ハリスが、正式な外交職である公使に昇格（本国における決定は一八五九年一月十九日／安政五年十二月十六日）、安政六年四月に至ってその通知をハリス本人が受領したことから、彼の再びの登城・將軍拝謁が重要課題として浮上する。アメリカが日本に

外交代表を置くことは、ほかでもないハリス自身が交渉した日米修好通商条約に規定されたものだが（第一条）、ハリスは条約締結直後から、自らをその職に任命してほしい旨、本国政府に願い出たのだった。⁴⁹⁾

通知を受け取ったとき、ハリスは上海にいた。条約の締結と、その新しい枠組みを動かすための諸業務が一段落したのち、条約に定められた神奈川および長崎開港（一八五九年七月四日／安政六年六月五日）までの時間を活用し、赴任以来初めて、静養を兼ねて日本を離れていたのである。⁵⁰⁾ 安政六年五月二十七日に下田に帰着したハリスが、他のすべてに優先してその当日に着手した仕事は、自らの公使任命を幕府に知らせるとともに、大統領の名によるその旨の信任状を奉呈するため、あらためて將軍に拝謁したいとの希望を伝え、日取りの設定を依頼することであった。また同時に、新条約中に外交代表の駐在地は江戸との定めがあるのに基づき、近々に下田から江戸に移転する意向にも言及している。⁵¹⁾

ちなみにこの江戸移転は、本国からはとくに指示されていない事柄であった。ハリスは公使任命の知らせを受け取ったのち、独断で江戸行きを決め、本国政府の意思が「その点において私が条約の規定に従うことにある」と仮定し、荷物をまとめてこの地を離れることにいたします」との文書を下田から送付している。⁵²⁾

以下は推測の域を出ないが、この件はハリスが単に一人で考えつ

いたものではないと思われる。この時期、エルギンの締結した日英修好通商条約に則り、イギリスが初の駐日代表を派遣しようとしていたが、その当人であり、直前まで広東領事を務めていたラザフォード・オールコックはすでに出発の準備を終え、日本へ向かう途上の上海で、ハリスと初の邂逅を果たしている。⁵⁴ オールコックはイギリス本国政府より、当初から江戸に乗り込んで同地に駐在拠点を築くことを明確に命じられていたのであり、⁵⁵ これを知ったハリスは、下田にとどまるわけにいかないと発想を持ったと考えるのが自然であろう。いずれにせよ、日本帰還にあたっていったん下田に立ち寄りざるをえなかったハリスの江戸上陸は、オールコックに一週間以上の遅れをとり、⁵⁶ 過去三年にわたる日本との付き合いにもかかわらず、江戸における「初の駐在官」の地位を彼に譲ることになったのである。

なお、日本赴任時のオールコックの肩書きは総領事であった。これは、厳密な意味での「外交」職とは区別される身分であり、日英修好通商条約に外交官吏の江戸駐在を定めながら、あえて格下の肩書きで駐在代表を派遣したイギリスのスタンスについては別に論じられる必要があるが、当時、このことをオールコック自身が大いに問題視し、本国政府との応酬の末、一八五九年十二月八日（安政六年十一月十五日）に至って公使への昇格を果たすことになる。⁵⁷ その経緯を説明することは本稿の趣旨を外れるが、この昇格により、本

国政府が女王の名で発給した公使信任状を將軍に奉呈する必要が生じたことが、このち第四節で言及する場面の背景をなすのである。他方、当初においては同じく総領事として赴任しながらも、爾後に日英修好通商条約締結交渉を控え、大統領の將軍宛親書を携えていたハリスのケースとは異なり、オールコックには着任時、すでにエルギンが締結し、自らの赴任を規定した日英修好通商条約の批准書を実務レベルで交換する以上の儀礼的な役割は与えられていなかったため、当面の間、彼が幕府に対して登城・將軍拝謁を要望することはなかった。

さて、公使昇格を知らせてきたハリスに対し幕府は、折り返し安政六（一八五九）年六月六日付をもって、老中の名で「大慶之事」と祝賀の言葉を贈ると同時に、拝謁の日取りは追って知らせる旨を回答している。⁵⁸ 結果としてこれが実現するのは同年十月十一日のことと、⁵⁹ ハリスはその二日前に至るまで日程の決定を催促しており、⁶⁰ 相当に引き延ばされたのは間違いないが、幕府側がとくにこの件で採っていた形跡もない。おそらくは開港後の業務繁多により、一日延ばしになっていたと考えてよさそうである。この間、幕府とハリスの間で、他のもろもろの業務は滞りなく遂行されている。

安政六（一八五九）年十月十一日の儀式は、ひとまず何の問題もなく実施されたかに見えた。幕府においても、もはや次第をあらためて検討するまでもなく、ドンケル・クルティウス、プチャーチ

ンの例を通じて確認されたルールに従い、——前二件では、城中大広間下段、下から二畳目の位置より將軍に拝謁したのに対し、このたびはそこからさらに計五畳分前進し、大統領の口上を伝える形がとられたのは、まさに「普通在留之官吏」と「國書持參之者」とを區別する「向後外國官吏等參府之規則」の実践にほかなるまい——駐日アメリカ公使タウンSEND・ハリスの登城・將軍拝謁は舉行されたのである。むろん、この日は若き新將軍、十四代家茂が大広間に出御した。

なお、右のハリスの立ち位置は、安政四（一八五七）年の彼の初登城の際、やはり大統領の名代として拝謁した場所と同じである。他方、列席者一同の服装は、鬘斗目に長袴であった。⁶⁴ 鬘斗目または染帷子に半袴が採用された、前二件の「普通在留之官吏」のケースより格上とはいえ、これも通常礼服の範囲であり、先述のように「年始御礼」に準じたハリス初登城時の式と比べ、はるかに抑制的な迎接であつて、これもまたドンケル・クルティウスのと時から明確に意識されていたように、こうした外交儀礼を、特例的な盛典から、今後繰り返されていくことを前提とした常の殿中儀礼のなかに取り込んでいくこうとする流れの一環と見ることができらるだろう。

とはいえ、將軍以下下位の列席者までが鬘斗目長袴で勢揃いした様相は、前回登城した折の「直垂狩衣大紋布衣素袍」の装束揃え——幕府側が、見た目の多様さ、さらびやかさをとくに意識して選択し

た——加えてその節は、「年始御礼」どおりの服制に従えば將軍自身も直垂を着すべきところ、臣下一同とは明確に異なつた外見を確保するため、林復齋の提案によりあえて服制を犯し、將軍には小直衣を着用せしめた⁶⁵——と比べ、同じ城中にありながら、ハリスの目に、明らかに違う光景として映つたものと考えられる。

（二）「謁見仕直し」論争

翌々日から、ハリスの猛烈な抗議が開始された。安政六（一八五九）年十月十三日にハリスが老中に宛てて差し出した書簡では、安政四年の初めての拝謁の際と明白に異なる扱いを受けたことを、自ら、ひいては自らを名代とするアメリカ大統領を軽視したものと見なし、原文では「uncourteous and improper acts」という言葉で強く批判している。幕府で作成した翻訳文では、これを「無禮及び不當の所置」として受け取つた。⁶⁶

ハリスがここで具体的に問題にしたのは次の六点である。

①先の拝謁では宿舍から城まで、「守」の呼称を有する身分の人物（下田奉行井上清直）の案内を受けたのに対し、今回の案内役は身分が低かつたこと。

②居所から城までの道中、先の拝謁の折は往来を制して通行させたのに対し、今回は街路の往来はまったく自由で、自らに駆け

寄って立ち騒ぐ集団まであったこと。

③先の拝謁の折は、儀式の終わりに將軍が一揖したが、今回はそれがなかったこと。

④前回と異なり、このたびは城中の参列者が適切な礼服を身に付けず、とりわけ、頭上に被り物を用いていなかったこと。

⑤拝謁後、先の登城では筆頭老中堀田正睦以下の幕閣一同があらためて別室に居並び、挨拶を交わしたのに対し、今回は同様の場面において二名の老中が出席しただけであったこと。

⑥その際、老中間部詮勝がひとこと口をきいたのみで、その後はハリス側からの機嫌伺いにも答えず、甚だしく不遜な態度であったこと。

この抗議に対して幕府は、折しも十月十七日に発生した江戸城本丸炎上という事態を挟み、同月二十七日に至ってまず老中から返簡を差し出し⁶⁴、さらにひと月後の十一月二十七日、江戸のアメリカ公使館となつてゐる善福寺に外国奉行がハリスを訪ね、会談を持つという形で、第一段階の処置を試みている。この段階における対応ぶりを右の六点に合わせて整理すれば、以下のごとくである。

①先の拝礼の折は、いまだ外交事務取扱の職掌が設定される以前の段階で俄かに礼式を講じたため、とりあえず下田奉行に先導

させたが、現在までに担当の役職も定まったので、その筋の者を遣わしたのである。

②前回は初めての例であるため不慮の騒擾を防ぐべく市街に護衛の士卒を配したが、互いの交際が日常化したいま、衛兵を退けて隔意のないところを示そうとした。下々の者が立ち騒いだことについては不行届きを認める。

③將軍の会釈の有無については事前に打ち合わせたはずである⁶⁵。いずれにせよ、將軍自ら「百僚を率ひ、其席に臨まれた」のは、貴国への「恭敬の顯るゝ所」であるのに、礼を失したと捉えらるゝのは不本意である。

④（今般の服装が長袴となることについては打ち合わせの際に伝達済みであったことをいったんハリス側にも認めさせたうえで）日本の礼式は専ら衣服の格を基準とすることから、他の諸点の簡易化もあえて略礼を重ねたわけではなく、被り物の有無を含めてこれに連動したものである。全体として虚飾を排し、懇親の意を示そうとする趣旨であった。

⑤外国事務を担当する役職者が定まったうえは他の者が出ないのは当然である。

⑥大札は静謐を旨とすることから間部が発言しなかったことも不敬には当たらないが、加えて通訳が行き届かなかったところがあられると思われ、指摘を受けて間部本人も驚いている。

これらのうち⑤については、先年の拜謁の段階で老中としてはすでに堀田正睦が外国掛に任じられていたのであり、右の説明は通じないこと、また⑥については、間部の不遜な態度は目に明らかであつて言い訳の余地はない旨、即刻ハリスから反論を受けている。⁽⁸⁵⁾

⑤の場面に關しては、記録に残された当日の式次第にはより多くの列席者が書き込まれていることから、⁽⁸⁶⁾ 実際、その場において何らかの理由により、予定外の略式の対応がなされたものであろう。また、ハリスが謁見の二日後に本国に書き送った報告からは、彼の不満が突き詰めるところ、間部から受けた侮辱一点に帰すると言つても過言ではないことが読み取られ、⁽⁸⁷⁾ 仮に双方の間に多少の意図のすれ違いがあつたにせよ、間部が一定以上の不遜な態度をとつたのは事実であろうとの想像が成り立つ。なお、間部はここで取り上げられているハリス・外国奉行会談の翌日、病氣を理由に外国掛老中を罷免されている。⁽⁸⁸⁾

さて、いまこの二点を別としても、全体として日本側の主張の基調をなしているのは、十月二十七日の老中書簡に見える、「先年拜礼の節は、新條約爲取替以前にて、……初て来る外賓を待遇する特礼を以て」迎えたが、「今ハ條約一定して、寛優の貿易を開き、已に一部内に居留ありて、互の交情日々に厚けれハ、徒に繁褥の礼文を用て、虚飾を施すを要せず、……則懇篤和親の礼典に據りしなり」との考え方である。⁽⁸⁹⁾ それゆえ登城道中の人混みを十分に制御し

ないといった仕方が適切かどうかは別として、こうした外交官らの迎接がまさに「特礼」であつた段階を脱し、両国間の交際がすでに常態であるとの認識を前提に、より日常的なレベルで処理していくとの方針が、きわめて明確に存在したと言つてよい。

とくに注目すべきは、老中が同じ書簡のなかで、「惣て此度所用の礼典は、去年、魯西亞使節、新條約爲取替の後、登營謁見せし先蹤を用ひしにて、其許先年登營の礼節とハ聊異同あるといへとも、……我邦礼典の常とする所⁽⁹⁰⁾」と具体的に述べていることである。ここでは直近のプチャーチンの登城に触れているが、これがさらに三カ月前のドンケル・クルティウスの例に準じて成立したことは再度説明するまでもあるまい。その節の「向後外國官吏等參府之規則」を確立するとの意識は、今回ハリスの登城にあたり確実に生きて実践されていることがわかる。

このような主張に加え、とくに実務レベルの外国奉行らは、ハリスが強いて反論を続ければ事前の打ち合わせにあつた自分たちに累が及ぶことを述べて説得にあたり、今回不満の点は引き続き話し合いのうえ、今後の拜謁機会に調整することをもって決着を図ろうとする。が、ハリスは納得せず、先年の方式に則つて拜謁式をやり直すことを要求、けつして譲らなかつた。幕府側はその強硬な主張に折れ、結局、式の再挙行を受け入れざるをえなくなるのである。ただし、時期は炎上した本丸の再建成つたのちとし、当面の引き延

ばしを図ろうとした。⁽⁷⁴⁾

本丸炎上後の江戸城では、將軍一家が西丸での仮寓を余儀なくされたのは言わずもがな、恒例の行事もほとんどが略されたのであって、再拜謁の実施時期を俄かに定めることはできないとしたのは、単にハリスのみに対する方便ではなかったと理解できる。が、ハリスはこれをも許容しなかった。そもそも式の簡略化を問題にしながら、本格的な設えを待っての挙行より、仮城での早期実施を求めた背景には、自らに与えられた不名誉を一刻も早く払拭するという目的のみならず、ヨーロッパ諸国から新たに続々と外交使節の到来が予想されるなかで、彼らの拜謁が遠からず日程に上るのは確実であるというハリスの意識があったものと考えられる。自分の身に起こった問題が解決する以前に、他の使節が拜謁を済ませてしまうような事態が発生するのを懸念し、それを避けるよう幕府に対し明示的に釘を刺してもいる。⁽⁷⁵⁾

とりわけ、既述のようにイギリス総領事オールコックが一八五九年十二月八日（安政六年十一月十五日）をもつて本國で公使に任命され、明けて万延元（一八六〇）年に入るとすぐにその知らせが日本に到達、彼が、登城のうえその旨の信任状を將軍に奉呈することを幕府に要望するのが確実となったため、ハリスはいっその焦燥感を抱くようになったと見ることができるといえる。昇格のことをオールコック自身が幕府老中に宛てて通知した万延元年正月三十日より早

く、ハリスは同月十三日、幕府側との別件に関する会談の席でそのことに言及し、今後オールコックが拜謁を申し入れた場合、それを自身の再拜謁に先行させることのないよう要請している。幕府はこれを受け入れ、少なくとも他国外交官の登城に優先してハリスの問題を解決することを約した。⁽⁷⁶⁾

その後もハリスの催促は続き、押された幕府がついに仮城での迎接を許容することとしたのは、万延元（一八六〇）年二月五日のことである。老中よりの書簡で、この場合にはかえって略礼とならざるをえないことをハリスに確認しつつも、同時に、「今般之式は、以後の通例たるべき」と明記していることに注目したい。⁽⁷⁷⁾ ドンケル＝クルティウスならびにブチャーチン、そしてハリスの第二回迎接機会を活用して確立したはずの「向後外國官吏等參府之規則」が、先に「特礼」レベルの儀式を経験していたハリスの抗議に遭って再考を余儀なくされたのち、これを機に再調整を図り、いよいよ「通例」を定めたいとの幕府の意思を読み取ることができるといえる。

なお、ハリスから直接事情を聞いたオールコックは、それを追いつ越して拜謁を急ぐ意図を持たず、ハリスが順当に再拜謁を済ませるのを待つスタンスであったため、表向きはハリスの心配は杞憂に終わった。ただし、ひとえにハリスへの配慮からその問題解決を待つ態度をとっていたかに見えるオールコックがのちに本国外務省へ送った報告文には、互いに協力者であるとともにライバルでもある

ハリスを向こうに回した周到な計算が表れている。ここで多少の時間のロスを厭わなければ、日本側にもストレスを与えているはずのややこしい交渉をハリスに任せ、自らはその果実を得るだけ——彼が受けたという不敬も自ずと回避できるうえに、自らは十分に意を尽くした設定で初登城に臨める——というのである。⁸¹ ハリスの「謁見仕直し」に向けた幕府の検討は、いまや、アメリカ、またその他の各国への個別の対応にとどまらず、次第にこうした複数国間のせめぎ合いも巻き込みながら、「以後の通例」づくりをめざして進んでいくことになった。

四、アメリカ公使ハリスの三たび登城・将軍拝謁

(万延元年)とその後

(一) ハリスからオールコック、ベルクールへ
 来たるべきハリスの「拝謁仕直し」に向け、まずは当日の着服について、外国奉行が検討結果を老中に上申したのが、万延元年(二八六〇)年二月二十二日のことである。⁸² 文脈からは、これに基づいてハリスと話し合うことを前提に、事前に老中の意見を確認するための文書であったと考えられる。この実務レベルからの提案では、まず、「各国ミニストル拜礼之節、初て之節は官服、二度目よりは長上下之積」とし、「年始并國書持參等之儀は不申談、官服は初て之節二限り候」という。ここでいう官服とは、安政四(一八五七)

年のハリスの初めての拝謁の際に採用した「直垂狩衣大紋布衣素袍」という武家の式服を指すと考えて間違いないだろう。

つまりここでは、ハリス初登城の際の格式と、その後、外交儀礼の日常化を図ろうとする過程のなかで二度目のハリス登城に適用された、長袴の着用を基調とする格式との、二つの水準に区分して、最終的な整理を試みていることがわかる。前例としてはいずれもが「國書持參之者」のケースであり、國書奉呈を目的としなかったドンケル＝クルティウス、プチャーチンのとときの半袴という選択肢は消えている。実際、右に引用したように、もはや國書の有無は議論しないと述べており、登城が「初て」か否かのみに着目しようというわけである。

民間人と見なされていた出島のオランダ商館長が公的立場の領事官に転換したり、別の目的で来日したロシア使節が状況に応じて新たな条約を取り結んで帰ったりといったことは、欧米との関係の最初期における特殊な事態と言うことができ、いったん各国との外交関係が日常化してしまえば、「普通在留之官吏」がおいそれと将軍への拝謁を求めるものでもない——駐在官が拝謁を求めるのは、そもそも何らかの趣旨により國書の受け渡しが必要となった場合であって、そのような儀式をこそ、「特礼」でなく「通例」として挙行できるような制度を整えておかなければならない——ということが、幕府にも了解されてきたことであろう。

とすれば、「普通在留之官吏」の拜謁というところまで格を下げたカテゴリーを設けておくことには、もはやほとんど意味がない。基本的には国書を持参していることを前提とした使節を、初の拜謁の場合はなお「特礼」に近い形で盛大に、二度目以降は「徒に繁褥の礼文を用て、虚飾を施す」ことをせず、「懇篤和親の礼典に據」つて迎接する。この区別のみ想定しておけば、相手方にも礼を失することなく、かつ、幕府としても持続可能な態勢を築くことができるだろう。このたびの外国奉行の提案には、このような思考回路が表れていると考えてよいのではないか。

ただし、ここで「初て」とするのが国単位での初めてか、人単位での初めてか、という点だが、この際の議論において若干の問題となった。つまり、一国の公使が交代し、新しい人物が到来して將軍に謁見する場合を、「初て」と見なすかどうかということである。上申を行っている外国奉行は、これを「初て」として官服を用いるのが適当とする。さもなければ、一連の国々と国交開始ののちは、もはや「初て」に該当するケースは消滅するのであって、そもそもこの問題はいわゆる「開国」期に特有の論点と言うことができ、公使交代ごとに「初て」の迎接式を行うという選択肢をとった外国奉行の見解は至極まっとうに思われる。しかし、老中の考えは国単位の「初て」、ひいては、繰り返されていく儀式をできるだけ簡略化するほうであった。外国奉行の上申書にあとから書き込みがなされ

た部分からは、後任者来着の折は長上下にて「和親之御取扱」をするよう、老中からの指示があったことがわかる。

この老中意見は、翌年以降、実際に頻繁に行われるようになった外交儀礼に際して必ずしも適用しきれず、將軍拜謁儀礼の格式はそれよりもやや高めの設定で安定を見たことが記録から判明している。⁸³ その詳細は別の機会に論じたいと考えているが、ひとまずここでは、いまだ各国の駐在官が「初代」、もしくは初代以前の一時的な使節をわずか数カ国から迎えたにすぎない段階において、こののち公使が交代を重ねて外国との関係が引き継がれていくという感覚を、当時の幕閣、幕臣らが当然のように持っていたことを重視しておきたい。

幕府内で右の検討が行われたのち、ハリスとの本件に関する話し合いは、万延元（一八六〇）年閏三月から五月にかけて実質的な進展を見た。⁸⁴ その過程で、ハリスがあらためて、先の安政四（一八五七）年拜謁時の様式にこだわりの見せたのに対し、幕府側は、その例は「永世の法度にハ確定しかた」と言い、「猶我國の格例によりて參考講定し……永世不易の禮典を講定いたし度」と明確な言葉で返答している。⁸⁵ 前節で見た六つの問題のうち、若干言いがかり的な応酬とも受け取れる最後の二つを除き、①～④の各項に沿って整理すれば、このときの幕府としての対応は次のとおりであった。

①居所から城まで、使節には外国奉行に次ぐ位階の役人が同伴する。

②通行の道々では、登城の行列を横切る等の行為を禁止する。

③（将軍の会釈については言及なし。）

④服装については右に解説したとおり（「初て」と二回目以降とで区分する方式）。なお、ハリス自身はすでに二度の登城経験があるが、「今度は禮典確定後、初て登城二付」、列席者は官服を用いることにする。ただし、これは今回限りの扱いとし、以降の登城機会には鬘斗目長袴を着用する。

④の服装については、右の「なお」以下のように、半ばこじつけともとれる論理をわざわざ用いて、このたびのハリスの「謁見仕直し」にあたってもう一度限り官服で迎える配慮をしたあとがうかがえる。

これら諸点に加え、安政四（一八五七）年時のハリス、翌年のドゥケル＝クルティウス、プチャーチンの拝謁を通して確立された、大広間畳上での立ち位置については変更がないことが再度確認されている。その他、安政四年の式次第設定の際、最も大きな論点の一つとなったものの、以降はとくに問題にされることのなかった、登城の際の使節の下乗場所があらためて説明されているのは、今回の拝謁が本丸でなく西丸で行われるため、確認が必要となったため

であろう。ハリスはなお、城までの道中警衛をより手厚くすることなどを求め、応酬が続くが、最終的には双方が意思を通じ、かつ、具体的な諸側面についてはすべて幕府の意向どおりと言える形で、ついに式次第の決定を見たのである。これをもって、ハリスの修正拝謁は、いよいよ万延元（一八六〇）年七月四日に挙行されることになった。⁽⁸⁸⁾

さて、この際に特筆すべきは、ハリスとの交渉決着を見るや、幕府よりただちに、イギリス公使オールコック、また、少し遅れて安政六（一八五九）年八月に来日後、こちらもオールコックに準じて拝謁を待っていたフランス代理公使ドゥベルクールに対し、「大君に謁見之儀、兼てより被申聞趣あれとも、一體之式法未タ講究せざるをもつて、心ならずも延引およひしに、近々亞國ミニストル謁見之積二付、引續き其許ニも謁見之禮を擧んとす」と、式目の詳細を付して積極的に登城を促したことである。⁽⁸⁹⁾ 両人はそれぞれ何らの留保なくこの式目を受け入れ、⁽⁹⁰⁾ 実際に、ハリスに続き、オールコックは同年七月九日に、ドゥベルクールは七月二十一日に、「初て」の登城・將軍拝謁を果たしたのであった。⁽⁹¹⁾

ひとまずここで、徳川幕府の外交における「永世不易の禮典」が成立したことになる。

(二) 幕末外交儀礼の完成と、今後の課題——結びにかえて

右に見てきたのは、安政四(一八五七)年十月二十一日に挙行された初代駐日アメリカ総領事タウンゼンド・ハリスの登城に端を発する、欧米諸国から日本に到来した最初期の外交官による一連の将軍拝謁儀礼の経過であり、そのために徳川幕府が要求された準備、検討の実態である。とりわけ、この展開のなかで二つ目の事例にあたるオランダ領事官ドンケル・クルティウス以降のケースを、こうして連続的に紐解いてみると、「向後外國官吏等參府之規則」「我邦礼典の常とする所」「以後の通例」「永世不易の禮典」と、そのときどきに使われた表現はさまざまであっても、当時の幕府がある一定の方向に向かって努力を重ねたことが手に取るように浮かび上がる。あらためての説明も要すまいが、ここで幕府がめざしたのは、従来外交のなかつた欧米諸国から次々と外交官が到着する事態にあって、将軍がその居城において彼らを引見することにより、外交関係の開始を認証するという象徴的行為を、幕府の側でできるかぎり特別視せず、そもそも数々の殿中儀礼を軸に成立してきたと言える政権の枠組みのなかに取り込み、平常の準備の範囲で彼らに對しうる態勢をつくることであつたと捉えられよう。儀礼を窓口により広義の解釈をすれば、「外国奉行」を設置するという発想が同時期に生まれ、実現したこととも相俟つて、対外関係業務そのものを、もはや特例的な対応を要求される業務ではなく、幕府の一所掌領域と

して安定させ、持続可能なものにしていこうとする意思が、ここに表れていると見ることができ⁽⁸²⁾る。

ドンケル・クルティウスの拝謁準備の過程で明らかになるこの方向性は、むしろ、そこから突如として始まるというよりも、初発の事例として朝鮮通信使迎接儀礼に基本的な範をとつた安政四(一八五七)年のハリス登城、そこに至る前年からの長い議論をベースに生まれ出たものであつた。そして、その安政三年から万延元(一八六〇)年に至る五年間、いわば「幕末前期」と呼びうる時期に、ここで見てきた七つの具体的なケースを通じ、ひとえに現実に対処するなかで当時の幕府が獲得したスタンスと言うべきものであつた。それは、むしろ一面において必死の努力であつたと同時に、たとえば二度目のハリス登城からそのやり直しまでの過程において典型的に表れるように、押されても押されても、「猶我國の格例によりて參考講定し……永世不易の禮典を講定いたし度」と言い切る自信と、為政者としての覚悟に裏打ちされた行動でもあつたことがわかる。

他方、これを別の角度から見れば、頑なに「我國の格例によりて」殿中儀礼秩序の一部に取り込んだようでありながら、その新たな儀礼カテゴリーが対外関係の水際にある以上、それを構築するには相手側との最低限の合意が欠かされたことは言うまでもない。それは、たとえばハリスが列席者の服装を批判した場合のように、幕府がとろうとする方式に対して相手側からの注文が発生するとい

う意味合いだけでなく、幕府の実務担当者らは、本稿に登場した永井尚志のケースでも見たとおり、この機に西洋式の儀礼についてでさるだけ学び、また、必要に応じてかなり柔軟にそれを取り入れもしたのである。⁹³ここで考案された儀礼様式は、徳川幕府殿中儀礼の伝統に則り、そのなかに位置付けられることを前提としながら、多分に異文化的要素を含み、それを検討することは自ずと、幕府としての文化的経験の枠を広げることもなっていたと考えられる。

ところで、この一連の経緯にはさらにもう一つの側面として、アメリカに始まり、オランダ、ロシア、イギリス、フランスといった、国制も国情も異なる国々を、何らの区別を設けることなくそれぞれ一国として扱い、相対していくという、近代的という言葉で評してもよい幕府の態度が表れている。このことについて、徳川時代の主要な知的傾向であったとされる、いわゆる華夷思想に基づいた東アジア的国際秩序観との矛盾を指摘することは可能であり、⁹⁴政権の実際の外交業務がそこから飛躍していることをいかに解釈すべきか、思想史の流れを踏まえた、いま一步の考察も求められよう。

ただし筆者は、外交実務の最前線に置かれた幕臣たちの一挙手一投足を、いつさいの先入観を持たずに史料から蘇らせることによって、学問の場における思想的枠組みのなかでむしろ見落とされてきた、現場の担当者たちの認識と具体的な行動をたどり直していくこともまた重要であると考えている。一国の外交行動とは行きつく

ところ、その積み重ねでしかありえないからである。持続可能な外交態勢を打ち立てるといふ、政策現場における不可避の要請を背負った幕臣たちは、それを理論として構成するのではなく、現実形にしていかななくてはならない。そこに蓄積される、いわば現場的教養のなかにこそ、外から与えられたものではない「近代化」の芽が胚胎するとは言えまいか。⁹⁵

さて、本節前項までに取り上げた時期ののち、徳川政権が終焉に至るまでの間に、欧米諸国の外交官が登城し、將軍に拝謁したケースは以下のごとくである。⁹⁶

・ 文久元（一八六〇）年二月二十三日、アメリカ公使ハリス（遣米使節関連大統領書簡の奉呈）。

・ 同年十一月五日、アメリカ公使ハリス（開港開市関連大統領書簡の奉呈）。

（・ 文久二年二月二十日、イギリス公使オールコック休暇帰国につき、代理公使ウインチェスターを伴つての登城が決定していたが中止。）

・ 文久二年三月二十八日、アメリカ公使ハリス（帰国挨拶）。

・ 同年四月十九日、アメリカ公使ブリュイン（着任挨拶）。

・ 同年五月二十七日、フランス公使ドゥベルクール（公使昇任）。

・ 同年閏八月九日、ロシア領事ゴシケヴィチ（江戸参府、ロシア

軍艦対馬退去⁽⁹⁷⁾。

・慶応三(一八六七)年三月二十八日、イギリス公使パークス、オランダ総領事ファン・ポルスブルック、フランス公使ロッシュ(新將軍慶喜が大坂城にて公式に引見)。

・慶応三(一八六八)年十二月十六日、イギリス公使パークス、オランダ総領事ファン・ポルスブルック、フランス公使ロッシュ、イタリア公使ラトウール、プロシア代理公使フォン・ブランド、アメリカ公使ヴァン・ヴァルケンバーグ(慶喜が大坂城にて公式に引見)。

これらについて、筆者の研究はまだ、本稿における考察の対象としてきた諸儀礼、また、繰り返し言及したように、その起点として過去に集中的な分析を行った、安政四(一八五七)年のハリス初登城に関するような、詳細なレベルには遠く及んでいない。それでも本稿の末尾にこれらのケースを掲げておこうとするのは、自らに次の課題を突き付ける意味もむろんあるが、これら、あとに引き続き事例の存在によってこそ、ここで見てきた万延元(一八六〇)年までの幕府における外交儀礼の検討に、生きた意味のあったことを知りうるからである。

これら後続儀礼の内容に関してはあくまで今後の研究課題とすべきであって、ここで中途半端な描写を試みることは控えるが、大

く分けて、文久二(一八六二)年閏八月九日のゴシケヴィチ登城・拜謁までの六件は、幕府の外交儀礼運営が文字どおり安定飛行に入った時期と位置付けることができる。服装は、本稿で見た最後の段階における幕府側の希望——「二回目以降は長袴」との設定より高めに収まり、結局は、万延元(一八六〇)年のハリス、オールコック、ドゥベルクルの拜謁式をそのまま踏襲して官服が用いられていることから、その背景については別稿で検証したいと考えているが、ここではまず、万延元年以降、外交儀礼の様式がいったん、たしかに固定され、あるいは完成し、もはや個々の式にあたって議論を要しなくなったという事実を確認しておきたい。外交代表を江戸城に迎えて行う儀礼は、五年にわたる試行錯誤を経て、この時期、徳川幕府が挙行する各種殿中儀礼の一つとして定着を見たのである。それが短期間で途絶えざるをえなかったのは、文久三(一八六三)年から、將軍家茂の上洛が繰り返され、つまりは主人が江戸城を留守にすることが多くなって、外交官のみならず、従来からの大名、幕臣の御目見を含め、登城・拜謁儀礼そのものが成り立たなくなったためと考えることができる。この空白を挟んだのち、最幕末期、慶応三(一八六七、一八六八)年の二つの事例においては、様相は一変、これらは第十五代將軍慶喜が滞留中の大坂城で各国公使を西洋式に引見した場面として知られる。

しかし一方、これら徳川將軍による最後の外交儀礼の内実は、実

のところ明らかにされてこなかった。このときの拜謁が「全くヨーロッパの流儀によって」行われたことは、当時、むしろヨーロッパ側の関係者にそう理解されたと考えられるが、たとえば日本側の列席者がヨーロッパ式の礼服を着用していたはずもないこれらの儀式を、いずれの基準によって「ヨーロッパの流儀」によるものと判定しえたのかといった論点も、今後、熟考を要するところであろう。明治新政府が成立し、ほどなく機能としてはこれを引き継いでいくことになる、いわゆる「ミカドの外交儀礼」への道程⁹⁸で、何が連続し、何が断絶したのか、——安政三（一八五六）年に徳川幕府が具体的に着手した、外交儀礼をめぐる検討の跡は、最終的にはここまでの十三年間を見渡すことによってその意義が明らかになるものと考えている。

注

(1) 將軍拜謁を含め、近世の武家儀礼一般については、深井雅海、平井聖、二木謙一、大友一雄、また、渡辺浩などによる研究の蓄積がある。が、これまで、日本の儀礼研究において、国際関係とのつながりは実質的にはほとんど意識されてこなかったと考えられる。本稿の隣接諸領域における先行研究と、それらに対する筆者の問題意識の異同について、より詳しくは本稿の前提をなす既出の拙論「引き継がれた外交儀礼——朝鮮通信使から米國総領事へ」（笠谷和比古編『一八世紀日本の文化状況と国際環境』思文

閣出版、二〇一一年、五三五～五六四頁）で述べたので、ここでは繰り返さない。

(2) 沖縄県立博物館・美術館編『琉球使節、江戸へ行く——琉球慶賀使・謝恩使二行二、〇〇〇キロの旅絵巻』同館、二〇〇九年、四五頁。

(3) 国書刊行会編『通航一覽第六』同会、一九一三年、一九八～一九九頁。

(4) たとえば、箭内健次編『通航一覽續輯第二卷』清文堂出版、一九六八年、二八九～二九二頁参照。比較の対象として、東京帝國大學編『大日本古文书幕末外国関係文書之十六』同大文學部史料編纂掛、一九二三年、五二九～五三二頁など。

(5) 「外交」とは何かという根本的な問題を論じることは本稿の範囲を超えるが、筆者の基本的理解は、いまなお当該問題についての基本的文献と言ふべき、ハロルド・ニコルソン『外交』（斎藤真・深谷満雄訳、東京大学出版会、一九六八年）を踏まえている。「外交とは、交渉による国際関係の処理であり、大公使によってこれらの関係が調整され処理される方法であり、外交官の職務あるいは技術である」とする同書の見解が、ヨーロッパの伝統に根ざしたものであることは論を待たないが、その伝統との接触を開始し、自らの伝統をそれと接続していこうとした幕府の政策行動を見るうえで、この定義を参照軸とすることに矛盾はないと考える。そのうえで、人間としての個々の外交官や彼らが執行する儀礼の場面を重視し、文化の面から外交を把握しようとする筆者の立場と共通する点を持った近年の研究成果として、以下の二冊を挙げておきたい。Mosslang, Markus, and Riote, Torsten, Eds., *The Diplomats' World: A Cultural History of Diplomacy, 1815-1914*. Oxford: Oxford University Press, 2008. Auslin, Michael R., *Negotiating with Imperialism: The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy*. Cambridge (Massachusetts) and London: Harvard University Press, 2004.

(6) その経緯については、概要を既出の拙論「幕末の対欧米外交を準備した

朝鮮通信使——各国外交官による江戸行の問題を中心に」(劉建輝編『前近代における東アジア三国の文化交流と表象——朝鮮通信使と燕行使を中心に』国際日本文化研究センター、二〇一一年、一九〇～二一〇頁)で述べたことがある。本稿ではこれをその前後の時期にわたる幕末の外交儀礼成立過程のなかに置き、あらためて分析を加えてみたい。

- (7) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十七』一九二四年、四六四～四六六頁。
- (8) 拙論「幕臣筒井政憲における徳川の外交——米国総領事出府問題への対応を中心に」『日本研究』第三十九集、二〇〇九年、四五頁参照。
- (9) 前掲(6)、二〇〇頁参照。
- (10) 維新史学会編『幕末維新外交史料集成 第一巻』財政経済学会、一九四二年、二五～二八頁。『大日本古文書 幕末外国関係文書之十九』一九二八年、四五三頁。
- (11) 前掲(6)、二〇二～二〇三頁参照。
- (12) 前掲(6)、二〇〇頁。
- (13) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十九』二二～四八頁。
- (14) 前掲(13)、七八五頁。
- (15) 前掲(13)、四五一～四六〇頁、五三二～五三三頁。
- (16) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之十六』六六三～六六四頁。
- (17) 前掲(13)、三九〇頁、四五一～四五八頁。
- (18) 前掲(13)、五九三～五九四頁など。
- (19) 前提となるハリスの式次第を描写するには相当の紙数を要し、またすでに別稿で詳しく論じたので、本稿ではこれを省略し、ハリスの迎接式をベースとしたそれ以降の展開における主要な論点のみを取り上げる。ハリスの式次第については、前掲(1) 記載の拙論を参照ありたい。
- (20) 前掲(13)、四五七頁。
- (21) その経緯の詳細については、前掲(1)、五五五～五五六頁参照。
- (22) 月次御札について詳しくは、大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年、九四一頁、および、武内誠編『徳川幕府事典』東京堂出版、八六～八七頁が参考になる。
- (23) 前掲(13)、五八〇～五九二頁、五九九～六〇四頁、六二〇～六二五頁、六四一～六四六頁、六五七～六六八頁、六八〇～六八六頁参照。
- (24) 前掲(13)、六八五頁。
- (25) 同右。
- (26) 前掲(13)、七八七頁。なお、先のハリスの登城時にはここを通過点としてさらに計五疊分将軍に近づき、アメリカ大統領名代として拝謁、口上を述べた(詳しくは前掲(1)、五四三頁)。
- (27) 前掲(13)、六八四頁。
- (28) 黒板勝美・国史大系編修会編『第五十巻 続徳川実紀 第三篇』吉川弘文館、一九六六年、四八四頁。
- (29) 前掲(13)、七八五頁。
- (30) 市岡正一『徳川盛世録』平凡社、一九八九年、二六八～二七一頁参照。また、尾張徳川黎明會編『徳川禮典録 上巻』(同會、一九四二年)によって、毎回の「月次御禮」の際に城中の服装が半袴(麻上下)であったことを確認できる。
- (31) ハリス迎接の際の装束をめぐる検討の経緯ならびに当日の実際については、前掲(1)、五四九～五五三頁。
- (32) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十』東京帝國大學文學部史料編纂所、一九三〇年、三四六～三四七頁。
- (33) 前掲(32)、三四七～三四九頁。
- (34) 前掲(32)、三五〇～三五二頁。
- (35) 前掲(32)、四六六～四六八頁。
- (36) 前掲(32)、四九七～五〇五頁。
- (37) 前掲(32)、五〇七頁。
- (38) 前掲(28)、五一〇～五一二頁。

- (39) 前掲 (32) 六七六頁。
- (40) 前掲 (32) 七六九～七七五頁。
- (41) 前掲 (28) 五〇七～五六六頁参照。
- (42) 前掲 (32) 六七八～六七九頁。
- (43) 前掲 (32) 六九九～七〇〇頁。
- (44) 前掲 (32) 七〇九～七一一頁。
- (45) 前掲 (32) 七七一～七七五頁参照。
- (46) 前掲 (32) 七七四頁。
- (47) *General Records of the Department of State (U.S.), Diplomatic Despatches: Japan (R.G.59, N.A.133), Despatches from U.S. Ministers to Japan, 1 Sep. 1858, Harris. ｷﾀﾞ Correspondence Relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857-1859. Presented to the House of Commons by Command of Her Majesty, in Pursuance of Their Address Dated July 15, 1859. Reprinted by. San Francisco: Chinese Materials Center, 1975, p. 373.*
- (48) 前掲 (28) 五二五～五二六頁、五五八～五六六頁。
- (49) *General Records of the Department of State (U.S.), Diplomatic Despatches: Japan (R.G.59, N.A.133), Despatches from U.S. Ministers to Japan, 31 May 1859, Harris.*
- (50) 前掲 (49) 31 Jul. 1858, Harris.
- (51) 前掲 (49) 26 Apr. 1859, Harris.
- (52) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十三』東京大学出版会、一九五二年、三三二～三三五頁。
- (53) 前掲 (49) 29 Jun. 1859, Harris. (英文文書の日本語訳は筆者の責による。)
- (54) *Foreign Office (U.K.): Political and Other Departments: General Correspondence before 1906, Japan, From Consul General Alcock (FO 46/3), 29 May 1859. なお、その後の航程を追うと、日本で最初の寄港地と*
- なつた長崎でも二人の滞在期間が重なつたことが確実である。
- (55) 前掲 (54) To Consul General Alcock (FO 46/2), 1 Mar. 1859.
- (56) 前掲 (52) 三八三～三八七頁、また、四二七～四二九頁参照。
- (57) 前掲 (54) To Consul General Alcock (FO 46/2), 8 Dec. 1859.
- (58) 前掲 (52) 四二九頁。
- (59) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十八』一九五八年、九九～一三六頁。
- (60) 前掲 (59) 七九頁。
- (61) 前掲 (59) 八二～八三頁。
- (62) 前掲 (7) 二六五～二六六頁。この際の將軍御召服をめぐる検討過程は、当時の幕府における対外認識と、文化史の角度から見た徳川期のより広範な儀礼の問題が交差するところであり、きわめて興味深い論点を多く含んでゐる。よゝに詳細を考究のうえ別稿を期した。
- (63) *Private Letter Book of Townsend Harris (横浜開港資料館 Ca4/042), Vol. 4, No. 256. 前掲 (59) 一八四頁。*
- (64) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之二十九』一九五九年、一八～二二頁。
- (65) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十』一九六〇年、三三二～三三六頁。
- (66) この際の打ち合わせの記録は未見であるが、こうした事後の言及により、登城日の直前にハリスと外国奉行との間である程度、式次第の確認がなされていたことがわかる。
- (67) 前掲 (64) 二〇頁。
- (68) 前掲 (65) 三二七～三三八頁。
- (69) 前掲 (59) 一三二～一三三頁。
- (70) 前掲 (49) 7 Nov. 1859, Harris.
- (71) 前掲 (65) 三八七頁。
- (72) 前掲 (64) 二〇頁。
- (73) 前掲 (64) 二二頁。
- (74) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十一』東京大学、一九六一年、

三七九頁。

- (75) 前掲(28)、六三四～八二二頁参照。
- (76) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十二』東京大學出版會、一九六二年、二〇六頁。
- (77) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十四』東京大學、一九六九年、三八六～三八八頁。
- (78) 前掲(77)、一四八頁。
- (79) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十五』一九七〇年、八八頁。
- (80) 前掲(79)、一〇〇頁参照。また、Alcock, Rutherford, *The Capital of the Tycoon: A Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, Vol. 1, London: Longman, Green, Longman, Roberts, & Green, 1863, pp. 379-381.
- (81) 前掲(54)、From Consul Alcock (FO 46/8), 28 Aug. 1860.
- (82) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十六』東京大學出版會、一九八六年、一五～一六頁。
- (83) 『第五十一卷 統徳川実紀第四篇』一九六七年。
- (84) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十九』東京大學、一九八三年、五九～六一頁、二四四～二四八頁、二七七～二七九頁。また、『大日本古文書 幕末外国関係文書之四十』一九八四年、六二～六七頁、一二八～一二九頁参照。
- (85) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三十九』二四四～二四八頁。
- (86) 『大日本古文書 幕末外国関係文書之四十』六三頁。
- (87) 安政四年時の議論の詳細については、前掲(1)、五三九～五四〇頁を参照のこと。
- (88) 前掲(86)、二七六～二七七頁。
- (89) 前掲(86)、一七五～一八〇頁。
- (90) 前掲(86)、一八五～一八八頁、二五二～二五四頁。
- (91) 前掲(28)、七八五～七八八頁。

(92) 本稿のタイトルにも用いた「持続可能」とは言うまでもなく、二十世紀後半における環境問題、資源問題に関連して登場し、今日、開発をめぐる議論のなかで広く認知されている概念を比喩として用いたものである。(とくに発展途上国における) 人間生活の発展を考えるうえで、無理な変化を強いるのではなく、ある社会が保有する資源、環境を生かし、保全しながら、その場限りの成功によってむしろ社会そのものを崩壊させる弊を回避し、将来にわたって長く継続しうる開発をめざすことがその含意である。

(93) そうした側面はとくに、本稿では詳細に取り上げなかった安政四(一八五七)年のハリス初登城・拜謁の準備過程に濃厚に見られると言つてよい。その一例として、前掲(1)、五四三～五四四頁を参照されたい。

(94) とくにこの時期の対外思想を論じたものとして、前田勉「幕末海防論における華夷観念」研究代表者・吉田忠『一九世紀東アジアにおける国際秩序観の比較研究』国際高等研究所、二〇一〇年、八五～一〇〇頁が参考になる。

(95) 筆者は、このような思想史的な観点からの批判を踏まえた議論の必要性について、国際日本文化研究センター共同研究会「徳川社会と日本の近代化——一七～一九世紀における日本の文化状況と国際環境」(研究代表者・笠谷和比古教授)での議論を通して教えられた。記して感謝したい。

(96) 『第五十一卷 統徳川実紀第四篇』(一九六七年)、前掲(49) 収録の「Register: 1855-1906」萩原延壽『遠い崖 四六アーネスト・サトウ日記抄』(朝日新聞社、二〇〇七年)、アーネスト・サトウ『外交官の見た明治維新(上・下)』(岩波書店、一九六〇年)に収載された関連情報を横断的に参照した。なお、第十五代將軍慶喜の時期に至ると、これら公式の拜謁式以外にいわゆる「内談」という形で、政策の進言などを目的に外交官が將軍と会うケースが発生する。外交実務のあり方の重大な変化であり、広い意味で筆者が考究しようとするテーマに関連するが、殿中儀礼を対象とする本稿の枠内には含めがたいため、ここには掲げないことにした。

(97) ゴシケヴィチの登城・拝謁の場面に関しては、伊藤一哉『ロシア人の見た幕末日本』（吉川弘文館、二〇〇九年）のなかで、わずかな紙数ではあるがロシア語資料に基づいた情報が紹介されており、貴重である。

(98) アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新（上）』岩波書店、一九六〇年、二五二頁。

(99) 明治期の外交儀礼については、中山和芳『ミカドの外交儀礼——明治天皇の時代』（朝日新聞社、二〇〇七年）がある。また、ジョン・ブリーン『儀礼と権力 天皇の明治維新』（平凡社、二〇一二年）も参照のこと。